

求職者支援訓練の特例措置（設定の柔軟化）について

職業訓練コース設定の柔軟化

在職者など訓練期間や訓練時間に制約のある方も含め、誰もが職業訓練を受講しやすい環境整備を図り、今後のステップアップに結びつけられるようにするため、職業訓練コースの設定を柔軟化。

① 訓練期間要件の緩和（令和3年2月～令和6年3月末まで）

求職者支援訓練

2～6か月 → **2週間～6か月**に要件緩和

公共職業訓練（委託訓練）

標準3か月 → **1～2か月**のコースを創設

職業訓練コース設定の柔軟化とは別に、子育て中の女性が受講しやすいよう**託児サービス付きの訓練コース**を開設。

- ・公共職業訓練 平成21年度～
- ・求職者支援訓練 平成28年度～

② 訓練時間要件の緩和（令和3年2月～令和6年3月末まで）

求職者支援訓練

月100時間以上 1日5～6時間 → **月60時間以上 1日2～6時間**に要件緩和

公共職業訓練（委託訓練）

標準 月100時間 → 標準 **月60時間**のコースを創設

③ オンライン訓練の拡充

③-1 eラーニングコースの対象者要件の緩和（令和3年10月～令和6年3月末まで）

求職者支援訓練

育児等により決まった日時に訓練を受講することが困難な者等に加え
在職者等で決まった日時に訓練を受講することが困難な者も対象

公共職業訓練（委託訓練）

③-2 オンライン訓練（同時双方向型）の通所要件の緩和（令和5年4月～令和6年3月末まで）

求職者支援訓練

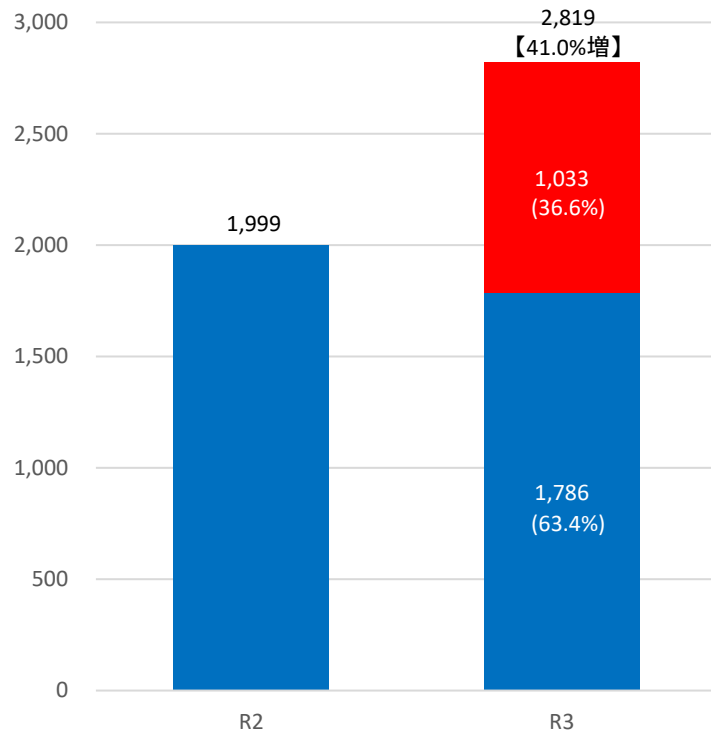
通所要件（原則：総訓練時間の20%以上）について、**通所不要**に緩和。

公共職業訓練（委託訓練）

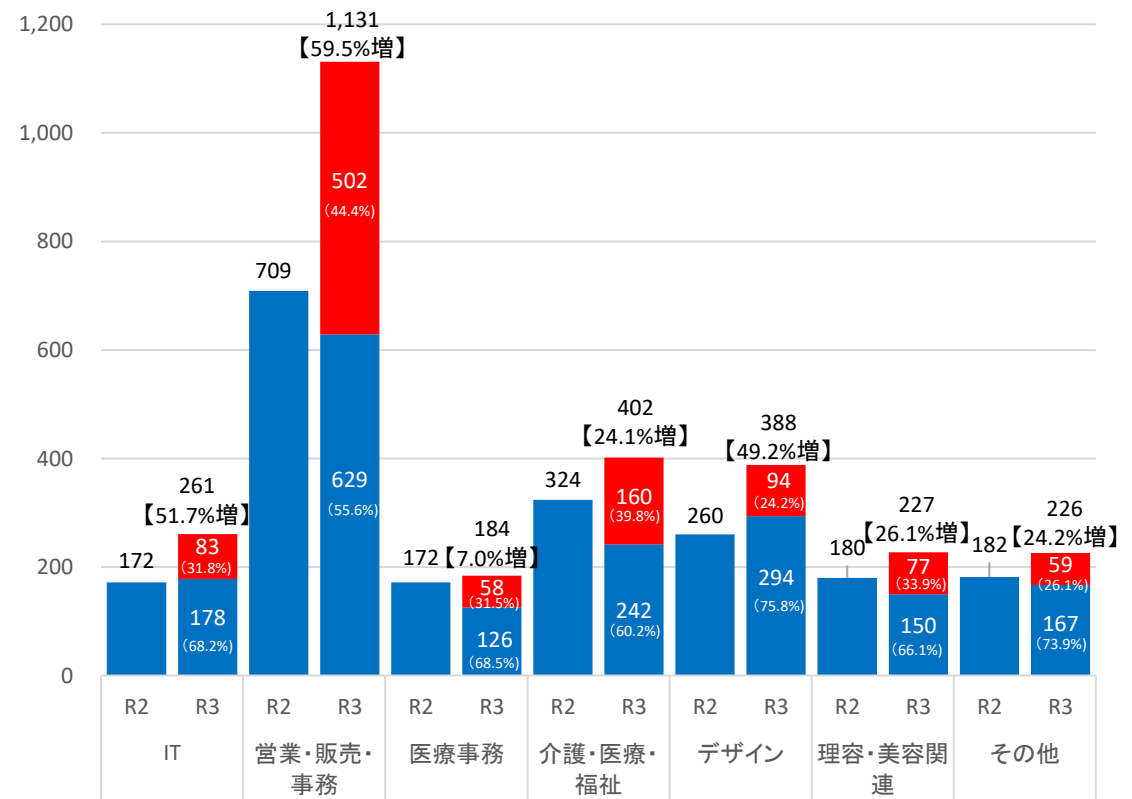
通常訓練と短期間・短時間訓練のコース設定状況

- ・令和3年度の実践コースの設定数は、対前年度比で約41%増となっている。また、令和3年度に開始した実践コースに占める短期間・短時間訓練の割合は約37%となっている。
- ・分野別に見ると、実践コースに占める短期間・短時間訓練の占める割合は、営業・販売・事務で最も高く約44%となっている。

【全分野】



【分野別】



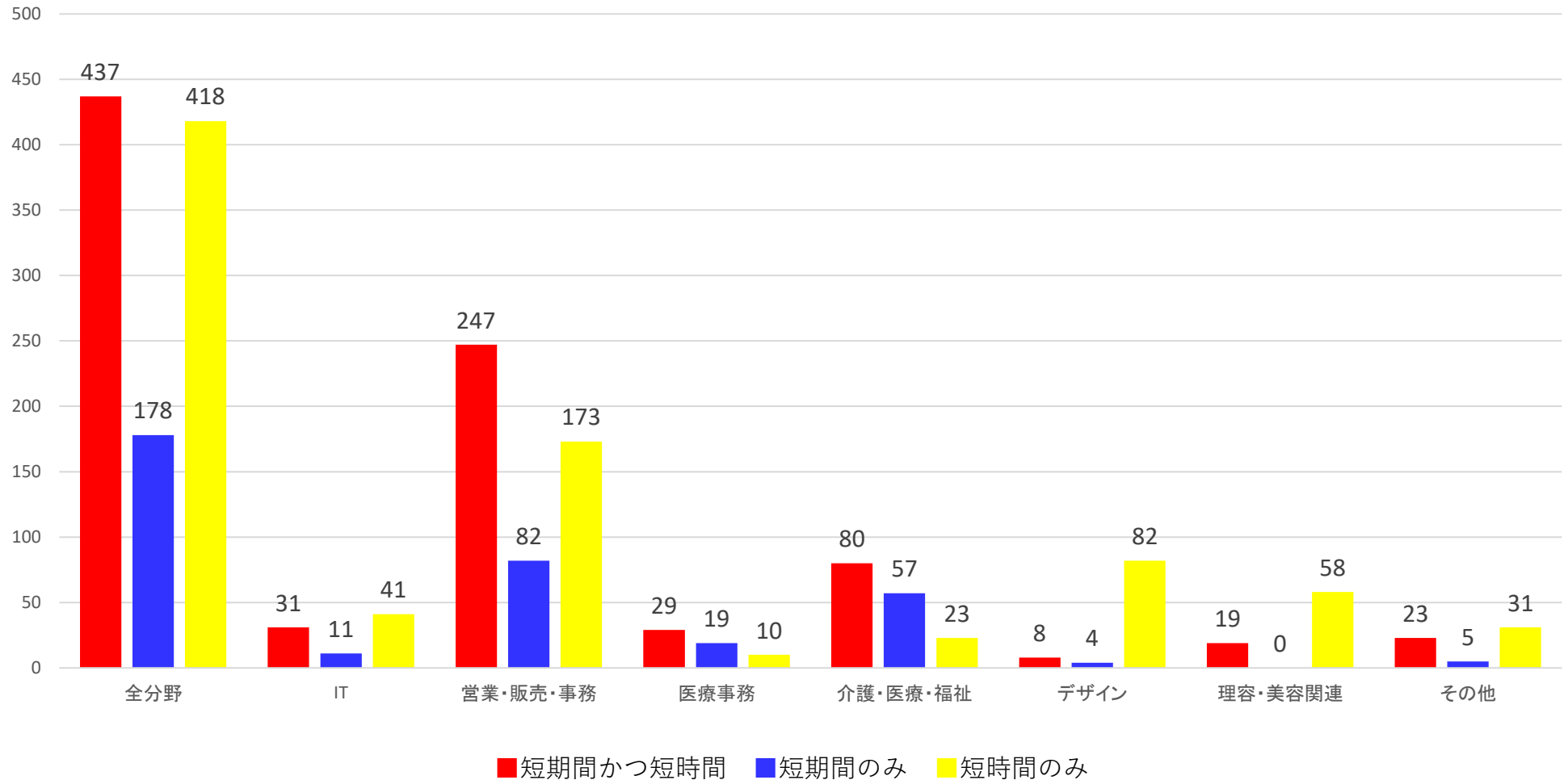
■ 通常訓練 ■ 短期間・短時間訓練

※ 各年度に開始した実践コースについて集計（令和2年度1,999コース、令和3年度2,819コース）

※ 【 】の数値は、対前年度比の増減率

※ 短期間・短時間訓練（【訓練期間】2か月～6か月→2週間～6か月、【訓練時間】月100時間以上→月60時間以上）は、令和3年2月25日から開始

・短期間・短時間訓練のコース設定状況を「短期間かつ短時間」「短期間のみ」「短時間のみ」に区分すると、全分野の総計で「短期間のみ」のコース設定数が他の区分を大きく下回っている。



※ 令和3年度に開始した短期間・短時間訓練コースについて集計(1,033コース)

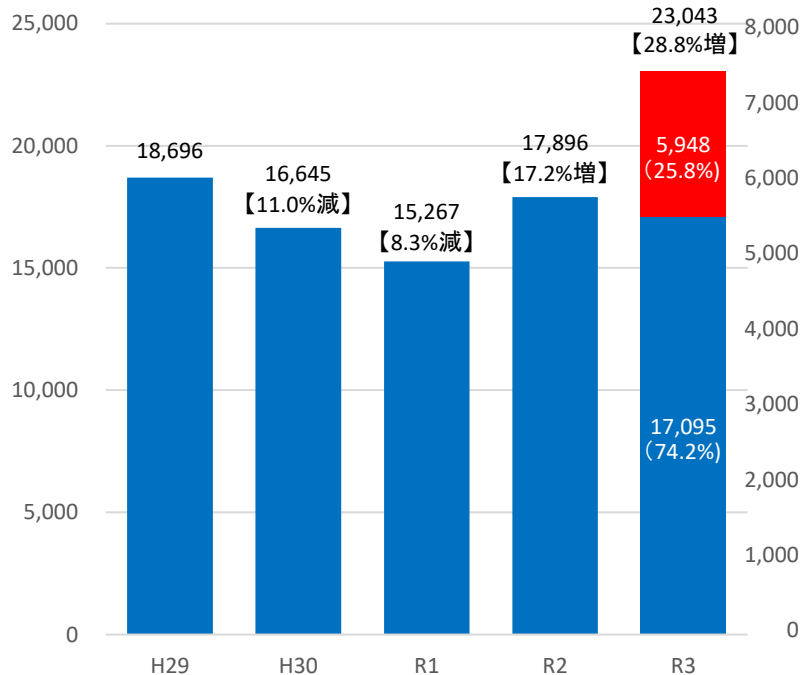
※ 短期間・短時間訓練(【訓練期間】2か月～6か月→2週間～6か月、【訓練時間】月100時間以上→月60時間以上)は、令和3年2月25日から開始

通常訓練と短期間・短時間訓練の受講者数の推移

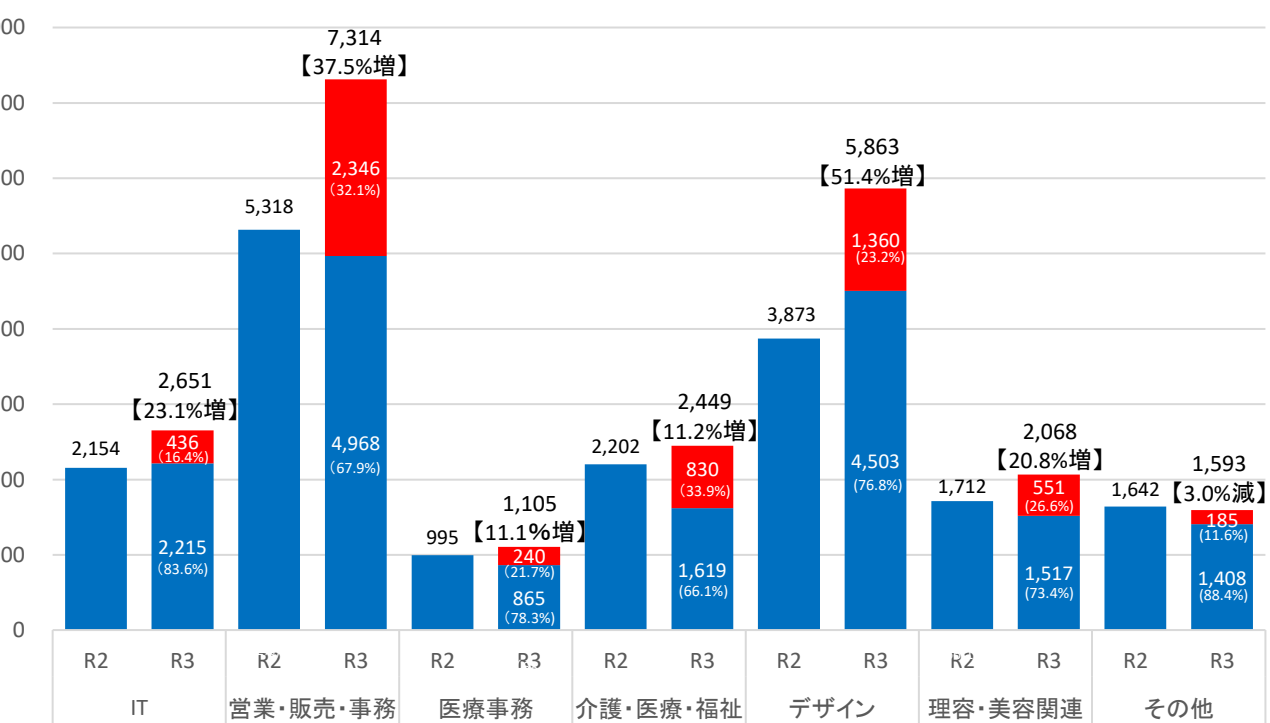
・実践コースの受講者数は、平成29年度以降、減少傾向にあったが、令和2年度以降は、増加基調に転じている。特に、令和3年度の受講者数は、短期間・短時間訓練の導入による効果もあり、対前年度比で約29%増となっている。

・分野別に見ると、実践コースに占める短期間・短時間訓練の占める割合が介護・医療・福祉で最も高く約34%となっている。

【全分野】



【分野別】



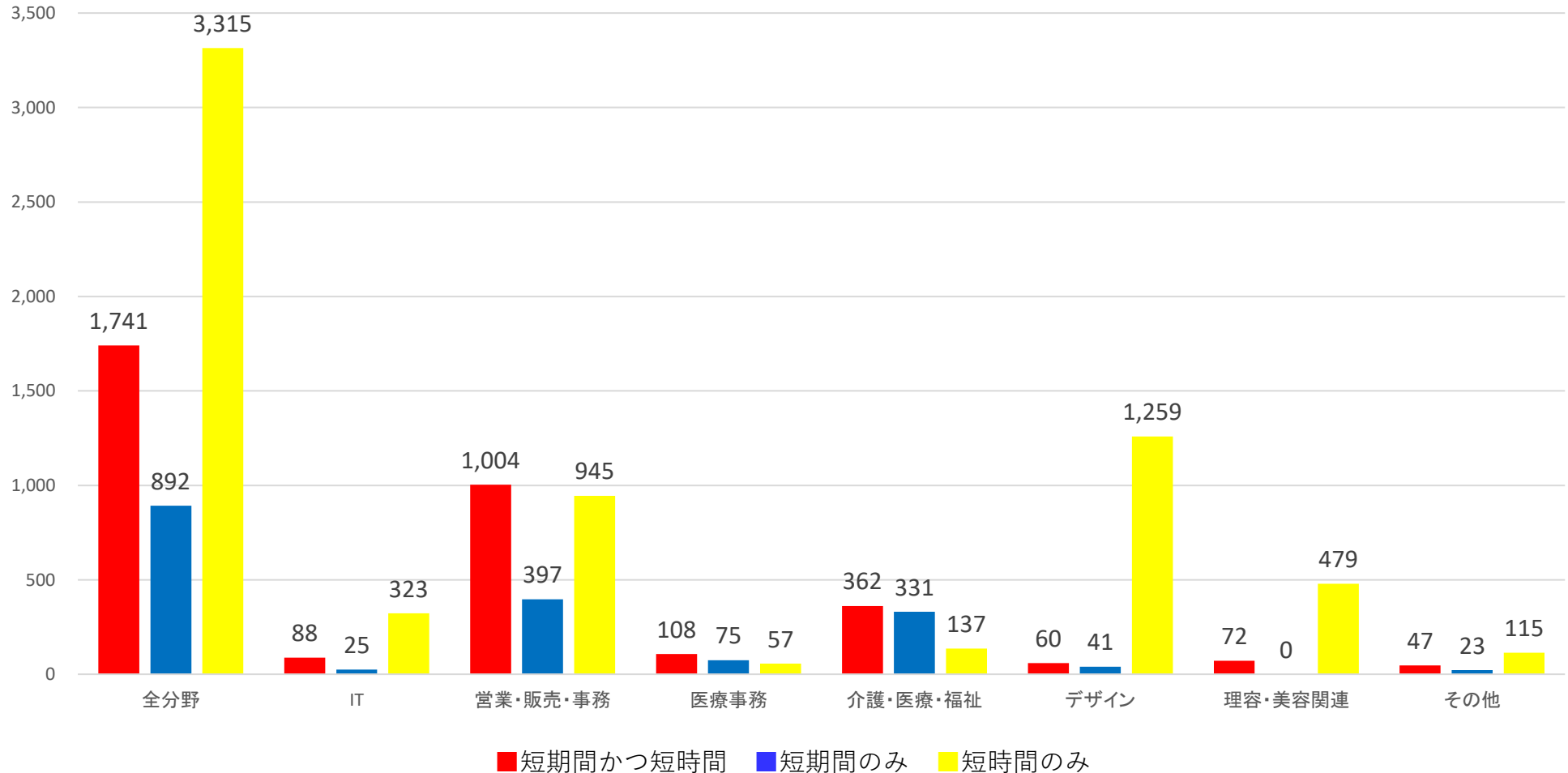
■ 通常訓練 ■ 短期間・短時間訓練

※ 各年度に開始した実践コース（令和2年度1,999コース、令和3年度2,819コース）の受講者数について集計

※ 【 】の数値は、対前年度比の増減率

※ 短期間・短時間訓練（【訓練期間】2か月～6か月→2週間～6か月、【訓練時間】月100時間以上→月60時間以上）は、令和3年2月25日から開始

・短期間・短時間訓練の受講者数を「短期間かつ短時間」「短期間のみ」「短時間のみ」に区分すると、全分野の総計で「短時間のみ」が他の区分を大きく上回っている。また、分野別に見ると、特に、IT、デザイン、理容・美容関連において、「短時間のみ」の受講者数が占める割合が高くなっている。



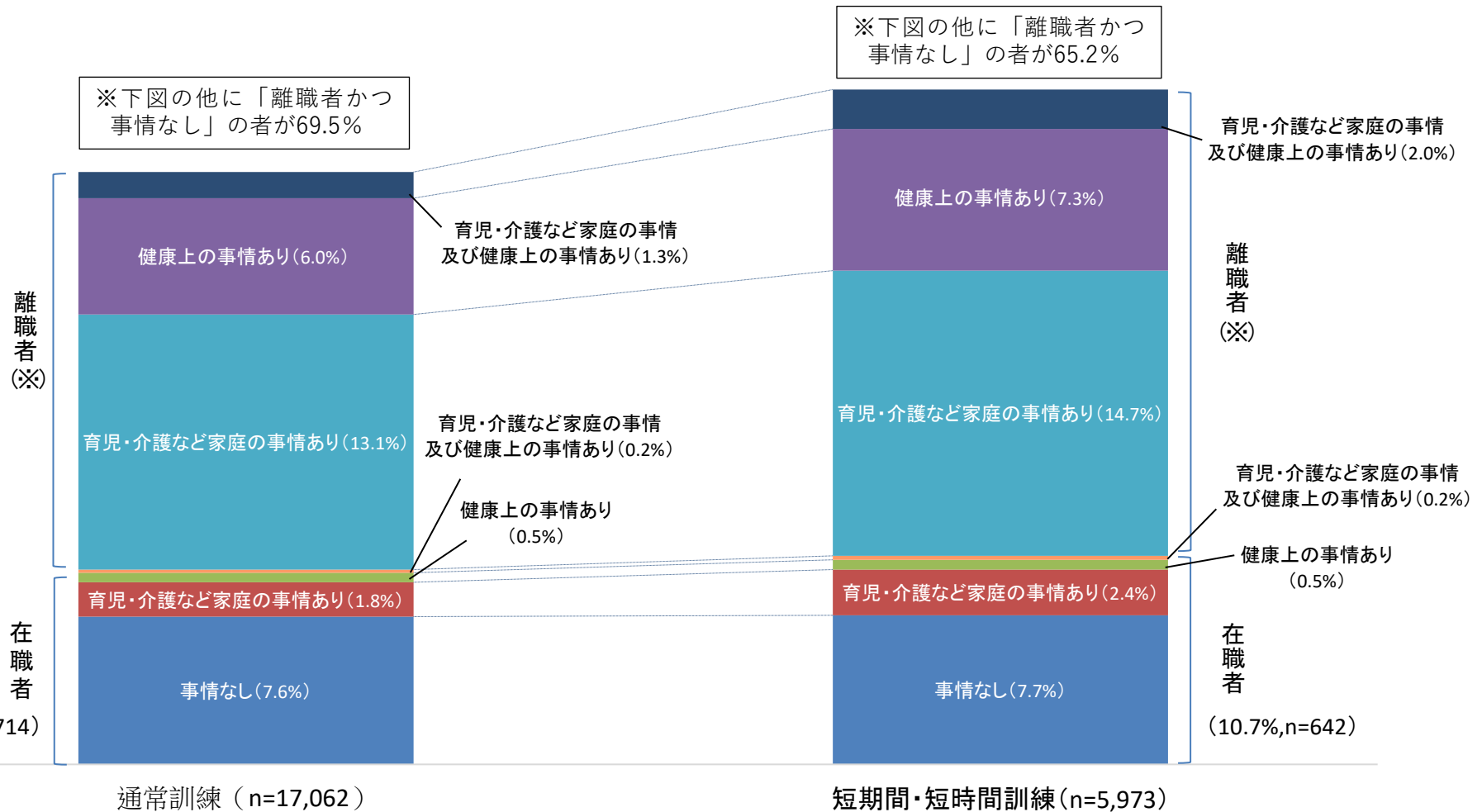
※ 令和3度に開始した短期・短時間訓練コースの受講者数について集計(5,948人)

※ 短期間・短時間訓練(【訓練期間】2か月～6か月→2週間～6か月、【訓練時間】月100時間以上→月60時間以上)は、令和3年2月25日から開始

通常訓練と短期間・短時間訓練の受講者の属性

(訓練の受講にあたり抱える諸事情(在職、育児・介護、健康上の理由)の別)

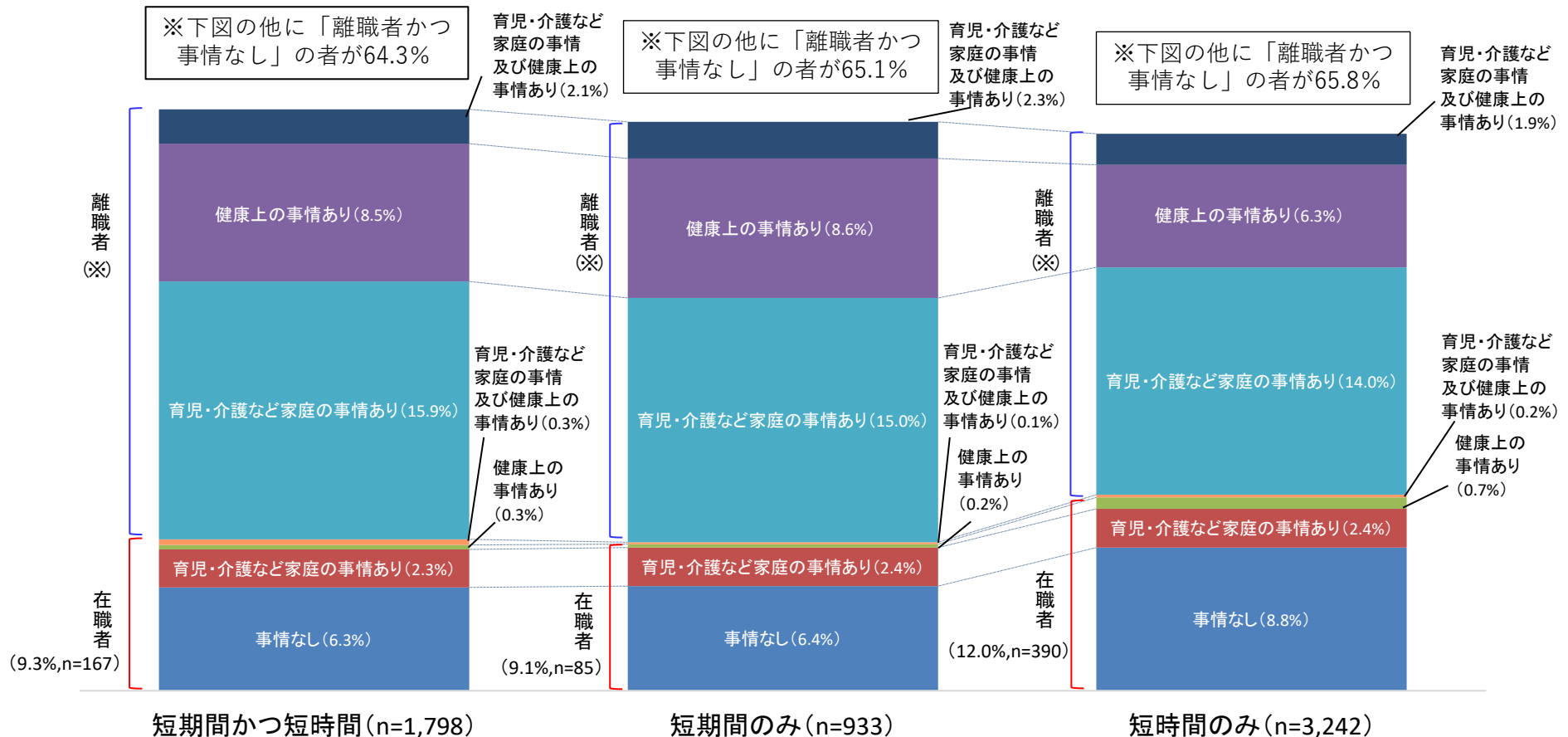
- ・受講者が訓練の受講にあたり抱える諸事情の別を見ると、通常訓練、短期間・短時間訓練ともに、「離職者かつ育児・介護など家庭の事情ありの者」の割合が最も高くなっている。
- ・通常訓練と短期間・短時間訓練の間で、訓練の受講にあたり抱える諸事情の別の割合の分布に顕著な差はない。



※ 令和3年4月～令和4年3月中に開始し、令和4年8月末までに終了した実践コースの受講者（令和4年9月以降に終了するコースを同年8月末までに中退した者を含む）について集計

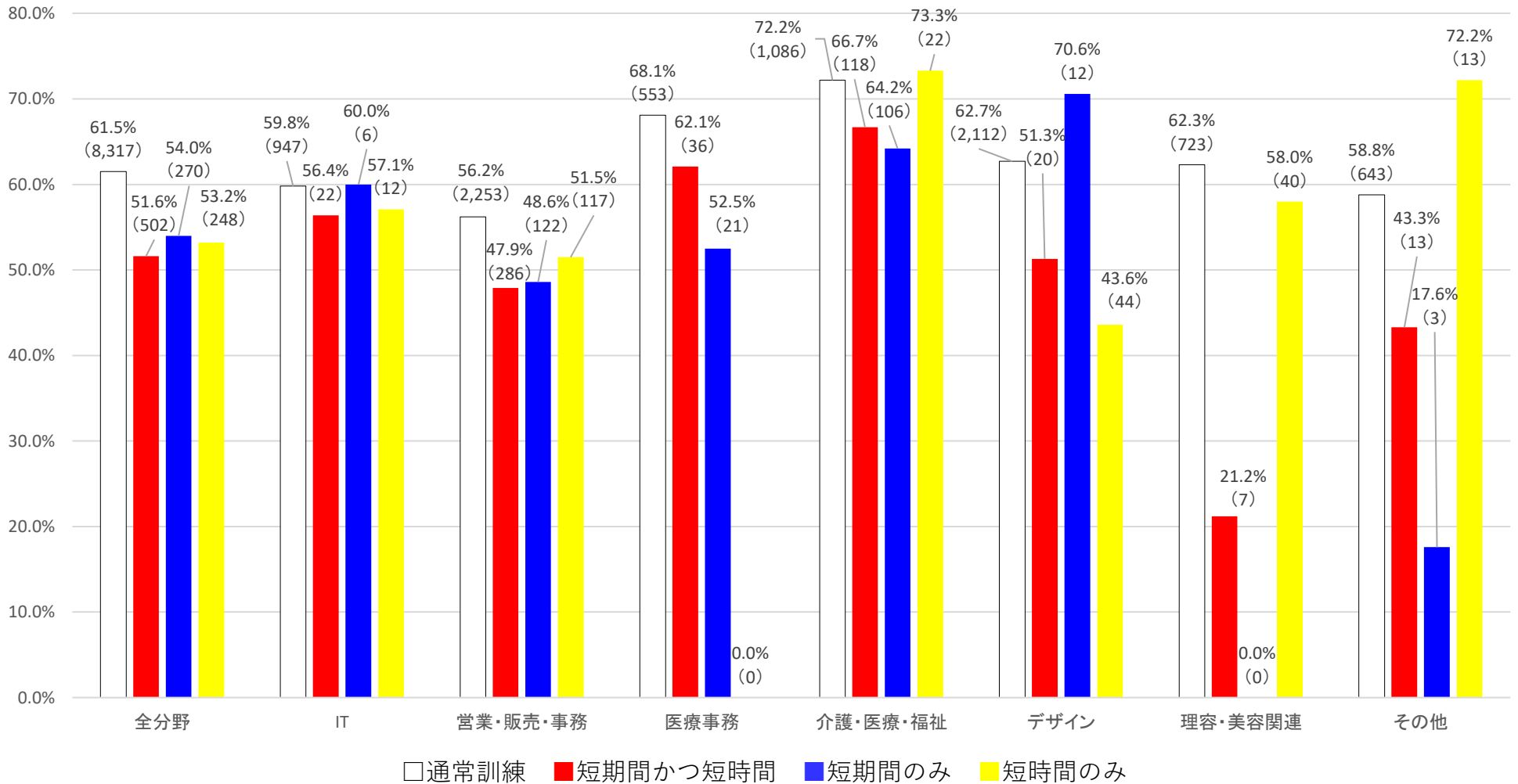
短期間・短時間訓練(区分別)の受講者の属性 (訓練の受講にあたり抱える諸事情(在職、育児・介護、健康上の理由)の別)

・短期間・短時間訓練を「短期間かつ短時間」「短期間のみ」「短時間のみ」の区分したうえで在職者の割合を比較すると、「短時間のみ」が他の区分より、やや高くなっている。



※ 令和3年4月～令和4年3月中に開始し、令和4年8月末までに終了した実践コースの受講者（令和4年9月以降に終了するコースを同年8月末までに中退した者を含む）について集計

・短期間・短時間訓練の就職率を「短期間かつ短時間」「短期間のみ」「短時間のみ」に区分したうえで通常訓練と比較すると、いずれも10%程度低く、当該区分に応じた顕著な差は無い結果となっている。なお、分野によって当該区分に応じた就職率にバラツキがあるが、集計対象の母数が少ないことが影響しており、その点は留意が必要である。



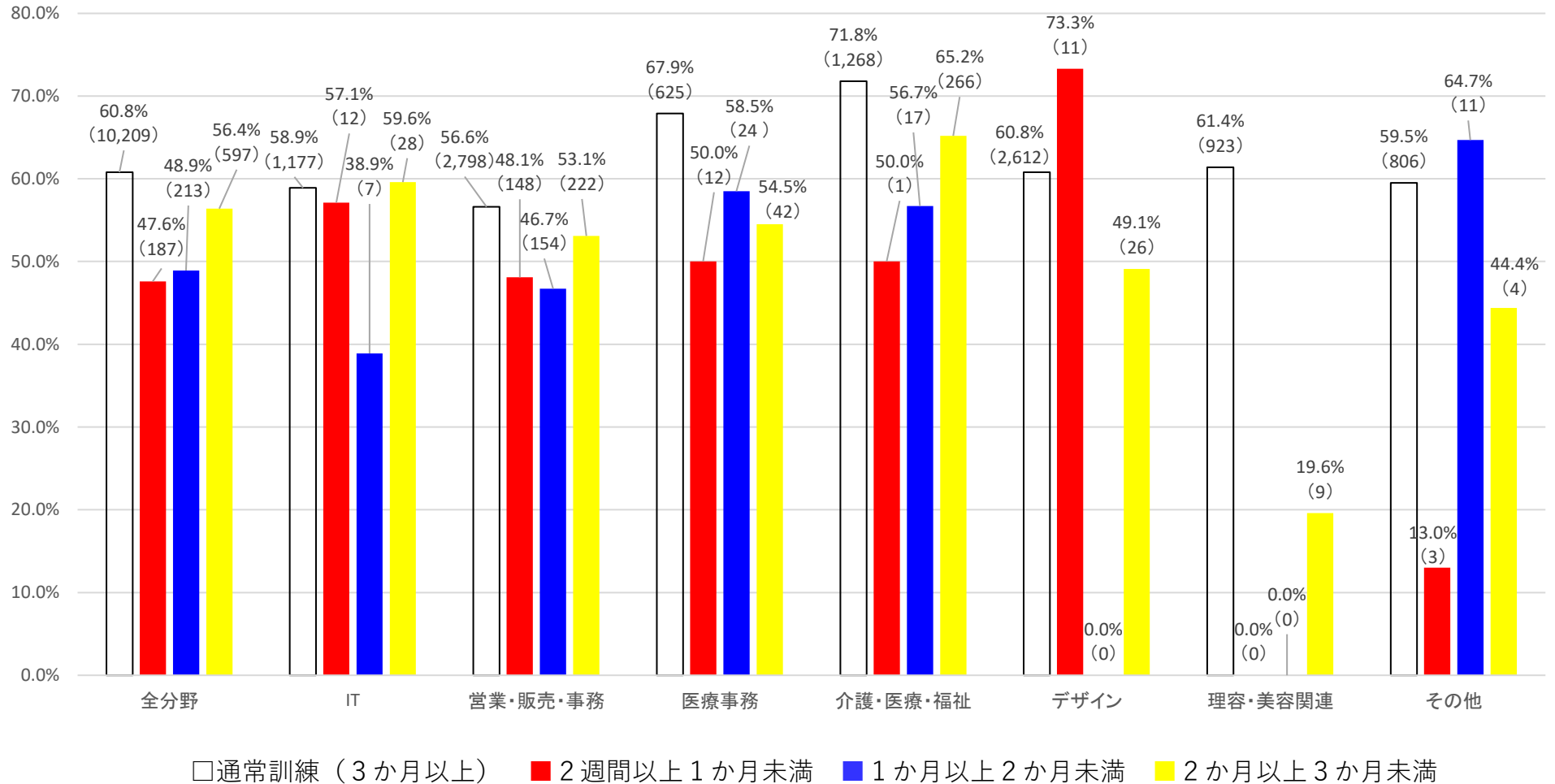
※ 令和3年4月～令和4年1月末までに終了した実践コースにおける訓練終了後3か月以内の雇用保険適用就職率について集計
 (通常訓練：1,365コース、短期間・短時間訓練：297コース)

※ 括弧内の数値は、雇用保険適用就職者数

※ 短期間・短時間訓練 (【訓練期間】2か月～6か月→2週間～6か月、【訓練時間】月100時間以上→月60時間以上) は、令和3年2月25日から開始

短期間訓練(期間別)の就職率

・短期間訓練の就職率を訓練期間に応じて区分したうえで比較すると、全分野の総計では、通常訓練（3か月以上）と2か月以上の訓練において、当該率に顕著な差は無い結果となっている。一方、2か月未満の訓練では、通常訓練と比較して10%強下回っている。なお、分野別に見ると、訓練期間の区分に応じた就職率にバラツキがあるが、集計対象の母数が少ないことが影響しており、その点は留意が必要である。



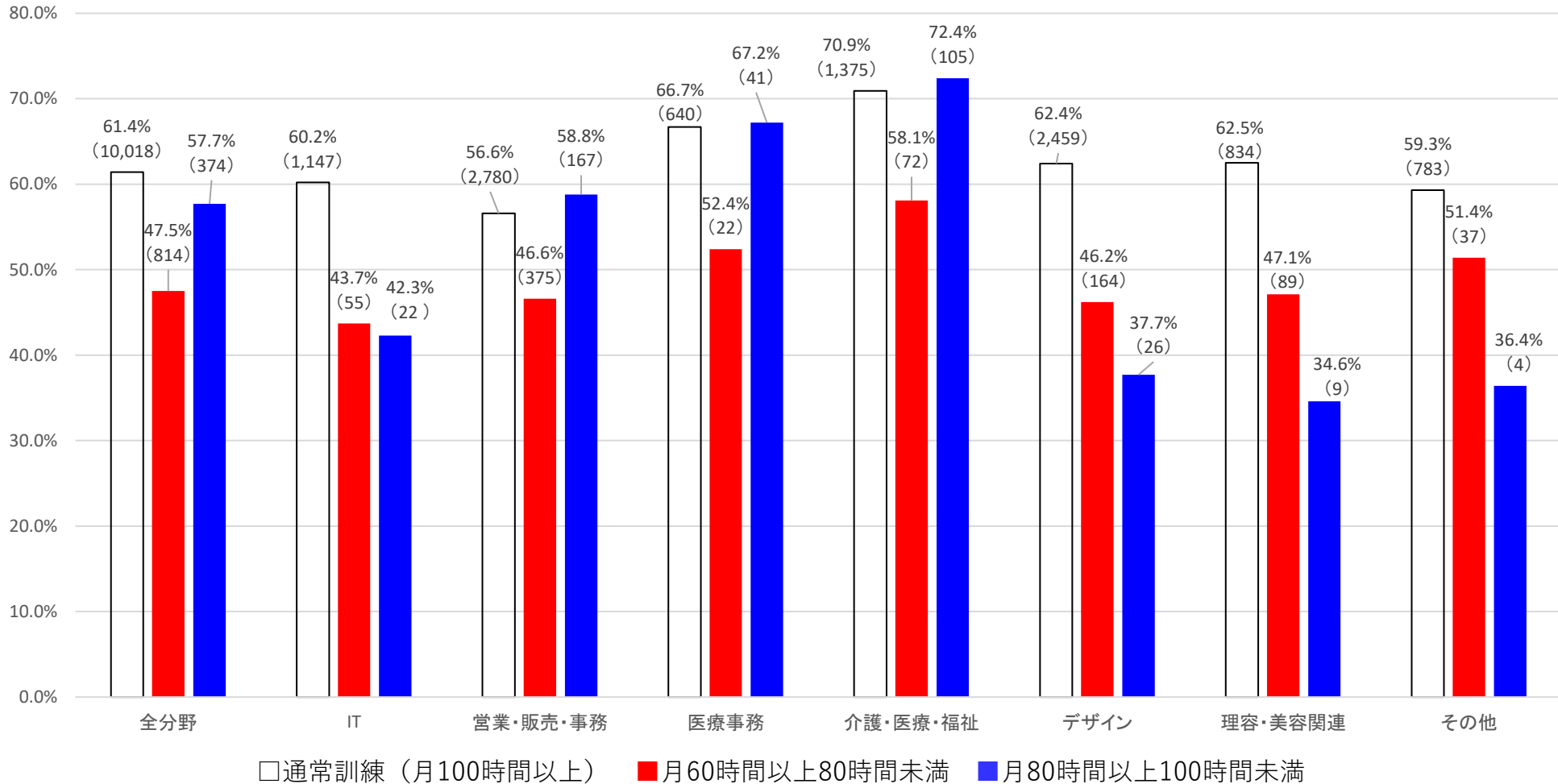
※ 令和3年度中に終了した実践コースにおける訓練終了後3か月以内の雇用保険適用就職率について集計
 (通常訓練：1,587コース、短期間・短時間訓練：438コース)

※ 括弧内の数値は、雇用保険適用就職者数

※ 短期間・短時間訓練 (【訓練期間】3か月～6か月→2週間～6か月、【訓練時間】月100時間以上→月60時間以上) は、令和3年2月25日から開始 (P1参照) 12

短時間訓練(時間別)の就職率

・短時間訓練の就職率を訓練時間に応じて区分したうえで比較すると、全分野の総計では、通常訓練（月100時間以上）と月80時間以上の訓練において、当該率に顕著な差は無い結果となっている。一方、月80時間未満の訓練では、通常訓練と比較して10%強下回っている。なお、分野別に見ると、訓練時間の区分に応じた就職率にバラツキがあるが、集計対象の母数が少ないことが影響しており、その点は留意が必要である。



※ 令和3年度中に終了した実践コースにおける訓練終了後3か月以内の雇用保険適用就職率について集計
 (通常訓練：1,587コース、短期間・短時間訓練：438コース)

※ 括弧内の数値は、雇用保険適用就職者数

※ 短期間・短時間訓練（【訓練期間】3か月～6か月→2週間～6か月、【訓練時間】月100時間以上→月60時間以上）は、令和3年2月25日から開始（P1参照） 13